

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）

○ 八戸市手数料条例

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
100	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>ア 長期優良住宅法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）が長期優良住宅法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた場合 1件につき、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,000円</p> <p>(2) 総戸数が5戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 12,000円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額</p> <p>(3) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 21,000円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(4) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 34,000円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(5) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 59,000円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(6) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 10万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(7) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 17万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(8) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 21万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(9) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 22万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けていない場合 1件につき、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 47,000円</p> <p>(2) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(3) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 17万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(4) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 35万円を認定申請数で除して得た額</p>

			<p>(5) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 63万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(6) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 110万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(7) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 203万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(8) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 290万円を認定申請数で除して得た額</p> <p>(9) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 356万円を認定申請数で除して得た額</p>
101	長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請を除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合 1件につき、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>(2) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 6,000円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額</p> <p>(3) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 10,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(4) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 17,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(5) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 29,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(6) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 53,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(7) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 85,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(8) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 10万円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(9) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 11万円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けていない場合 1件につき、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 23,000円</p> <p>(2) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 56,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(3) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 89,000円を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>(4) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 17万円を変更認定申請数で除して得た額</p>

			(5) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 31万円を変更認定申請数で除して得た額 (6) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 55万円を変更認定申請数で除して得た額 (7) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 101万円を変更認定申請数で除して得た額 (8) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 145万円を変更認定申請数で除して得た額 (9) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 178万円を変更認定申請数で除して得た額
102	長期優良住宅法第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料	1件につき6,000円
103	長期優良住宅法第10条の規定による認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査	認定計画実施者地位承継承認申請手数料	1件につき3,000円

- 8 一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅法第5条第2項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の数を一とみなして、100の項を適用する。
- 9 一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第2項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の数を一とみなして、101の項の規定を適用する。
- 10 長期優良住宅法第6条第2項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、100の項又は101の項の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について、43の項、44の項及び45の項の規定により算定した額（一の共同住宅等について同時に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。
- 11 長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における構造計算適合性判定を伴うときの長期優良住宅建築等計画申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、前号の規定にかかわらず、前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について、備考第4号の表に掲げる建築物の区分に応じ定める額に100分の105を乗じて得た額（一の共同住宅等について同時に同項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。
- 12 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額に100円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 この条例は、平成21年8月1日から施行する。